

島根県介護保険事業支援計画及び島根県老人福祉計画の進行管理の適正化に関する要綱

1 目的

この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第118条及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の9の規定に基づき島根県が定める都道府県介護保険事業支援計画及び都道府県老人福祉計画（以下「県計画」という。）において定める必要利用（入所）定員総数の、適正な管理等を行うことを目的とし、介護保険法及び老人福祉法（以下、「各法」という。）に基づく手続き等（以下「指定申請等」という。）に関して、各法及びその他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 県への事前確認及び通知

(1) 次のイからリまでに掲げる指定申請等を行おうとする者は、当該指定申請等に係る事業所又は施設（以下、「事業所等」という。）の所在地又は開設予定地を含む区域（県計画に定める老人福祉圏域。以下、単に「老人福祉圏域」という。）における、当該指定申請等に係る事業種別ごとの必要利用（入所）定員総数及びその時点における既存の事業所等の利用（入所）定員総数を、事前に島根県健康福祉部長へ確認するとともに、当該指定申請等を行おうとしている旨を通知しなければならない。

- イ 介護保険法第70条第4項の規定に基づく介護専用型特定施設入居者生活介護の指定申請
- ロ 介護保険法第70条第5項の規定に基づく混合型特定施設入居者生活介護の指定申請
- ハ 介護保険法第70条の3の規定に基づく特定施設入居者生活介護の利用定員の増加に係る変更申請
- ニ 介護保険法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設許可申請
- ホ 介護保険法第94条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の開設許可事項の変更申請（入所定員を増加させようとする場合に限る）
- へ 介護保険法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設許可申請
- ト 介護保険法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の開設許可事項の変更申請（入所定員を増加させようとする場合に限る）
- チ 老人福祉法第15条第4項の規定に基づく養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置認可申請
- リ 老人福祉法第16条第3項の規定に基づく養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所定員の増加に係る認可申請

(2) (1)の事前確認及び通知は、次のイ又はロに掲げる期日までに、別添様式①により行うこととする。ただし、当該期日までに事前確認及び通知を行うことが困難であると認められる場合はこの限りでない。

- イ この要綱の施行日において、既に竣工している建物をもって、改修及び増築等を行わずに指定申請等を行おうとする場合は、当該指定申請等を行う日の1ヶ月前まで
- ロ この要綱の施行日の翌日以降において、建物を設置、増築又は改修して指定申請等を行おうとする場合は、着工日の1ヶ月前まで

(3) 事業所等の所在地又は開設予定地が、中核市又は(1)のイからリに掲げる指定申請等に対する指定、許可又は認可の権限が委譲されている市町村（以下、「中核市等」という。）の区域である場合には、(1)の事前確認及び通知は当該中核市等の長に対して行うこととする。この場合に

において、指定申請等を行おうとする者は、(2)に定める期日の1週間前までに、事前確認及び通知を当該中核市等の長に提出するものとする。

3 関係市町村等への意見照会

島根県健康福祉部長は、上記2の(1)に基づき事前確認及び通知を受けた場合には、当該指定申請等に係る事業所等の所在地又は開設予定地を含む老人福祉圏域における関係市町村(一部事務組合又は広域連合(以下、「広域保険者」という。))により複数の市町村に係る介護保険に関する事務を行っている場合には当該広域保険者を含むものとする。以下、「関係市町村等」という。)に対して次のイからホに掲げる事項を別添様式②aにより通知するとともに、相当の期間を指定して、当該関係市町村等の各法に規定する市町村介護保険事業計画及び市町村老人福祉計画(以下、「市町村等計画」という。)との調整を図る見地からの意見を求める。ただし、事前確認及び通知に係る指定申請等が上記2の(1)のイからトに係るものである場合であって、広域保険者に対して意見を求める場合は、当該広域保険者の区域の市町村に対して意見を求めることを要しないものとする。

- イ 当該指定申請等に係る事業所等の所在地又は開設予定地を含む市町村名
- ロ 当該指定申請等に係る事業種別
- ハ 県計画に定める当該老人福祉圏域の当該事業種別に係る必要利用(入所)定員総数及びその時点における既存の利用(入所)定員総数
- ニ 当該指定申請等に係る事業所等の開設若しくは入所定員の増加によって、新たに生じることとなる利用(入所)定員数
- ホ 当該指定申請等に係る事業所等の事業開始又は入所定員増加の予定年月日

4 関係市町村等からの回答

上記3により島根県健康福祉部長からの通知及び意見照会を受けた関係市町村等は、当該指定申請等に係る事業所等の開設又は入所定員の増加によって新たに生じることとなる入所定員数のうち、市町村等計画の達成に支障を生じないと認められる入所定員数を、別添様式③により島根県健康福祉部長に対し回答すること。

5 指定申請等を行おうとする者に対する通知

島根県健康福祉部長は、上記4による関係市町村等からの回答内容を、別添様式④により、当該指定申請等を行おうとする者に対し速やかに通知する。

6 中核市等における取扱い

- (1) 上記3から5の規定にかかわらず、上記2の(3)に基づき中核市等の長に対して事前確認及び通知の提出があった場合の取扱いについては次の(2)から(6)に定めるところによる。
- (2) 中核市等の長は、上記2の(3)に基づき事前確認及び通知を受けた場合には、島根県健康福祉部長に対して、上記3のイからホに掲げる事項を別添様式⑤により通知するとともに、相当の期間を指定して、指定等を行うことについて同意を依頼する。ただし、事前確認及び通知に係る指定申請等が上記2の(1)のハ、チ又はリに係るものである場合は、意見を求めることで足りるものとする。
- (3) 島根県健康福祉部長は、(2)により同意を依頼され又は意見を求められた場合は、上記3の規定に準じ、関係市町村等(当該中核市等を除く)に対して必要な事項を別添様式②bにより通知するとともに、市町村等計画との調整を図る見地からの意見を求めるものとする。
- (4) (3)により島根県健康福祉部長からの通知及び意見照会を受けた関係市町村等は、上記4の規

定に準じ、当該指定申請等に係る事業所等の開設又は入所定員の増加によって新たに生じることとなる入所定員数のうち、市町村等計画の達成に支障を生じないと認められる入所定員数を、別添様式③により島根県健康福祉部長に対し回答すること。

(5) 島根県健康福祉部長は、(4)による回答を勘案して、(2)による同意の依頼又は意見の求めに対して、別添様式⑥により当該中核市等の長あて回答するものとする。

(6) 中核市等の長は、(5)による島根県健康福祉部長からの回答内容を、別添様式⑦により、当該指定申請等を行おうとする者に対し速やかに通知する。

7 中核市等からの事後通知

上記2のイからリに掲げる指定申請等に対する指定、許可、認可又は次のイからチまでに掲げる指定申請等に対する受理又は認可を中核市等の長が行った場合には、当該中核市等の長は別添様式⑧により速やかに島根県健康福祉部長へその旨を通知すること。

イ 介護保険法第75条の規定に基づく指定特定施設入居者生活介護（地域密着型を除く）の変更届（利用者の定員の減少に伴う場合に限る）又は廃止届

ロ 介護保険法第99条の規定に基づく介護老人保健施設の変更届（入所定員の減少に伴う場合に限る）

ハ 介護保険法第105条により準用する医療法（昭和23年法律第205号）第9条の規定に基づく介護老人保健施設の廃止届

ニ 介護保険法第113条の規定に基づく介護医療院の変更届（入所定員の減少に伴う場合に限る）

ホ 介護保険法第114条の8により準用する医療法（昭和23年法律第205号）第9条の規定に基づく介護医療院の廃止届

ヘ 旧介護保険法第111条の規定に基づく指定介護療養型医療施設の変更届（入所定員の減少に伴う場合に限る）

ト 旧介護保険法第113条の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退届

チ 老人福祉法第16条第3項の規定に基づく養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止又は入所定員の減少に係る認可申請

附 則

1 この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。